

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年5月25日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600288号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700006号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における平成16年6月15日の標準賞与額を57万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を48万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を47万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年6月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年12月15日

A社から各請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたA社における平成16年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し並びに同僚の請求期間①に係る賞与明細書により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記の源泉徴収票及び預金通帳の写し並びに同僚の賞与明細書により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、57万2,000円とすることが妥当である。

請求期間②及び③について、A社から提出された請求者の当該期間に係る賞与明細書及び同社からの回答並びに請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、請求期間②は48万2,000円、請求期間③は47万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600291号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年11月1日から昭和54年2月2日まで

請求期間について、私はB社に勤務し、月額15万円の給料をもらっていたが、国の記録では、実際に支給されていた給料に比べ標準報酬月額が低額となっているので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において月額15万円の給料をもらっていたと主張しているが、C社(商業登記簿謄本によると、昭和63年9月6日にB社から名称変更)は、請求期間当時の資料は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者が、請求期間当時、B社(厚生年金保険の適用事業所名称は、A社)における自身の社会保険及び給与計算業務を委託していたとする会計事務所の担当者として名前を挙げた者に照会したが、請求者の請求内容を裏付ける具体的な証言は得ることができなかった。

加えて、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われているなどの不自然な処理は認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600305号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年1月18日から昭和52年7月16日まで

私がA社に勤務していた請求期間について、国の記録における標準報酬月額より高額な給与が支払われていたため、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社から支払われていた給与の月額がオンライン記録における標準報酬月額より高額であったと主張しているところ、同社は、当該期間当時の資料を保管していないとしていることから、請求者の当該期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、遡及して訂正等が行われたなどの不自然な処理は見当たらず、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る「標準報酬等級の変せん」によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600426号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月1日から平成23年4月1日まで

私がA社に勤務していた請求期間について、同社から月額25万円の給与が毎月変動することなく支払われていたが、国の記録の標準報酬月額は、実際に支払われていた給与月額より低額となっている。平成23年3月に同社を退職した際に受給した雇用保険の失業給付の支給額も月額25万円の給与を基準に支給されていたので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から、請求者のA社における離職前6か月の報酬は、その主張する給与月額におおむね一致している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は災害で流失したとしていることから、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない上、年金事務所が保管する同社の請求者に係る平成19年から平成22年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることが確認できる。

また、請求者が所持する平成22年分給与所得の源泉徴収票及び平成17年から平成21年までのB市の請求者に係る課税状況により確認できる社会保険料等の金額は、請求者のオンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づき算出した各年分の健康保険及び厚生年金保険料に雇用保険料の額を加算した合計額に近似していることが確認できることから、事業主が給与から控除していた厚生年金保険料は、オ

ンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づいた額であると推認できる。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚から提出された平成21年1月から平成23年1月までの分の給料明細書により確認できる各月の給与総額の欄に記載された金額は、当該同僚のオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、給料明細書の厚保及び基金掛金等の欄に記載された厚生年金保険料の控除額は当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。